

福岡県公報

平成18年5月22日
第2535号

目 次

告 示 (第997号—第1023号)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 2
○公有水面埋立ての竣工認可	(港湾課) 2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 5
○土地改良区の役員の住所の変更	(農地計画課) 5
○土地改良区の役員の住所の変更	(農地計画課) 6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 7
○土地改良区の役員の就任	(農地計画課) 8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 8
○土地改良区の役員の就任	(農地計画課) 8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 10
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 11

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 12
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 13
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 14
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 14
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 15
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 16
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 17
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 17

公 告

○有明海の再生に関する福岡県計画の変更	(漁政課) 19
---------------------	----------------

公安委員会

○道路交通法第99条の3 第4項第1号イの規定に基づく教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課) 19
---------------------------------------	------------------------

正 誤

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成18年3月福岡県告示第448号)中正誤 21
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成18年3月福岡県告示第457号)中正誤 21

告 示

福岡県告示第997号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 新入パワータウン
 (2) 所在地 福岡県直方市大字下新入字上中曾根522-2 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
 - (4) 騒音の発生に係る事項
騒音・振動の防止対策については環境整備室と協議を行うこと。
 - (5) 廃棄物に係る事項等
 - ① 汚水処理方法については下水道課と協議を行うこと。
 - ② 悪臭の防止対策及び廃棄物処理については環境整備室と協議を行うこと。
 - (6) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
 - (7) その他
上記の項目に該当しない意見があります。

福岡県告示第998号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 仲原ファミリープラザ

- (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2710番1 外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第999号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣工を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 竣功認可年月日

平成18年3月17日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 竣功認可を受けた者

福岡県

福岡市博多区東公園7番7号

(2) 代表者

福岡県知事 麻生 渡

3 竣功認可をした埋立区域

(1) 位置

福岡市西区大字小呂島字神ノ下4番4、4番5、366番1、365番3及び63番3の地先公有水面（小呂島漁港区域内）

(2) 区域

ア A区域

次の地点のうち①の地点から③の地点までを順次に直線で結ぶ満潮位（D. L. + 2.00m）における公有水面と北防波堤との境界線、③の地点から⑨の地点までを順次直線で結んだ線及び⑨の地点から①の地点までを順次に直線で結ぶ昭和54年3月1日付け53漁第785号で竣工認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. + 2.00m）に囲まれた区域

基点 福岡市西区大字小呂島 西2号防波堤の外端の灯台（灯火の中心）北緯33

度51分40.1秒、東経130度02分05.8秒

- ①の地点 基点から51度43分34秒339.76mの地点
- ②の地点 ①の地点から156度44分53秒17.49mの地点
- ③の地点 ②の地点から247度18分06秒1.68mの地点
- ④の地点 ③の地点から327度48分55秒3.08mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から237度48分55秒22.43mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から147度47分47秒3.10mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から237度48分55秒1.85mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から327度47分47秒0.98mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から342度39分40秒16.61mの地点

イ B区域

次の各地点のうち⑩の地点から⑯の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑯の地点から⑪の地点を順次に直線で結ぶ昭和45年1月12日付け45施発第45号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +2.00m）により囲まれた区域

基点 福岡市西区大字小呂島 西2号防波堤の外端の灯台（灯火の中心）北緯33度51分40.1秒、東経130度02分05.8秒

- ⑩の地点 基点から54度19分10秒192.03mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から238度01分03秒6.30mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から327度14分43秒28.84mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から237度14分43秒3.10mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から327度14分43秒1.27mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から56度57分50秒9.95mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から149度33分24秒11.33mの地点

(3) 面積

- A区域 361.69平方メートル
- B区域 198.52平方メートル
- 合計 560.21平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成15年7月30日15漁第137号

- 5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する事務所
福岡市役所

福岡県告示第1000号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人サポートステーションちくせん

(2) 代表者の氏名

畠 雄一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県鞍手郡鞍手町中山2355番地12

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県鞍手郡鞍手町の地域の方々及び会員同士の相互協力と連帯融和、関係機関との連携を図りながら、要介護、要支援認定を受けられているいない関係なく、介護や支援を必要としている、または望んでいる高齢者の方、身体障害者の方への福祉サービスと視覚障害を持つ三療師も機能訓練士として参加することができる施設を運営し、弱者が弱者を支え合う新しいボランティアの形を実践していく。また、身体障害者の身体機能に合わせた就職に関する相談や技術能力開発、就職準備プランの作成も行い、視覚障害者に対しては、就職及び開業に関する相談や実践・ビジネスマナーの指導、生涯教育（技術指導）セミナーを行っていくことで、明るい地域社会づくり、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1001号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人**(1) 名称**

特定非営利活動法人 スペース d e GUN²

(2) 代表者の氏名

百田 英子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡志免町志免三丁目1番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、学校や家庭、地域の中に居場所を見出せない子どもや若者、その保護者とともに、ひとりひとりが安心して過ごせる居場所を作ることで、子どもの多様な学びや育ち、生き方を支援する事業を行い、子どもたちの自己肯定感を取り戻す人間関係を育む環境の創造に寄与することを目的とする。ただし、われわれ法人が示す「子ども」とは18歳以下の児童生徒及び若者をいう。

福岡県告示第1002号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人**(1) 名称**

特定非営利活動法人九州和太鼓振興会

(2) 代表者の氏名

杉原 瑛治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市大字花瀬153番地1 リングホール内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、和太鼓演奏家、愛好家に対して、イベント開催や指導者育成、学校や福祉施設での演奏などの事業を行う事で、我が国の伝統文化である和太鼓の伝承と発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1003号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年4月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人**(1) 名称**

特定非営利活動法人 ワンハート陽だまり

(2) 代表者の氏名

田中 十三一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県小郡市小郡1095番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して、地域における社会的自立のための地域活動支援センター事業の受託を行ったり、障害についての理解を深め、暖かい街づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1004号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年5月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ネオスタイル福岡

(2) 代表者の氏名

柴尾 文博

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県中間市大字下大隈1174番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、市民団体や行政と協働で子供から高齢者まで世代を超えた交流事業を行うとともに新規開業者の育成事業を行う事で経済活動の活性化を図り、まちづくりの推進を図る事に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1005号

佐与土地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

役員の種類	氏名	旧住所	新住所
理事長	本松 隆	嘉穂郡穎田町大字佐與207番地	飯塚市佐與207番地
副理事長	原田 茂基	嘉穂郡穎田町大字佐與297番地	飯塚市佐與297番地
理事	白土 義則	嘉穂郡穎田町大字佐與2392番地	飯塚市佐與2392番地
理事	白石 順一	嘉穂郡穎田町大字佐與934番地2	飯塚市佐與934番地2
理事	本松 俊二	嘉穂郡穎田町大字佐與190番地	飯塚市佐與190番地
理事	白石 貞夫	嘉穂郡穎田町大字佐與2522番地4	飯塚市佐與2522番地4
理事	久保 茂樹	嘉穂郡穎田町大字佐與769番地	飯塚市佐與769番地
理事	本松 弘	嘉穂郡穎田町大字佐與308番地	飯塚市佐與308番地
理事	原田 敏行	嘉穂郡穎田町大字佐與385番地	飯塚市佐與385番地
理事	松田 新一	嘉穂郡穎田町大字佐與1631番地6	飯塚市佐與1631番地6
理事	原田 三千彦	嘉穂郡穎田町大字佐與369番地	飯塚市佐與369番地
理事	瀬尾 正一	飯塚市大字鯨田2467番地8	飯塚市鯨田2467番地8
監事	白石 康則	嘉穂郡穎田町大字佐與813番地	飯塚市佐與813番地
監事	白土 孝行	嘉穂郡穎田町大字佐與2394番地	飯塚市佐與2394番地
監事	本松 清次	嘉穂郡穎田町大字佐與393番地	飯塚市佐與393番地

福岡県告示第1006号

鹿毛馬土地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

役員の種類	氏名	旧住所	新住所
理事長	安藤 成雄	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬1407番地	飯塚市鹿毛馬1407番地
副理事長	安藤 優之	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬1820番地	飯塚市鹿毛馬1820番地
理事	渡邊 春生	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬89番地	飯塚市鹿毛馬89番地
理事	安藤 善躬	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬1281番地1	飯塚市鹿毛馬1281番地1
理事	渡邊 保登	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬79番地	飯塚市鹿毛馬79番地
理事	安藤 富生	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬1074番地1	飯塚市鹿毛馬1074番地1
理事	安藤 勝義	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬1819番地2	飯塚市鹿毛馬1819番地2
理事	大塚 喜代隆	嘉穂郡穎田町大字勢田741番地	飯塚市勢田741番地
理事	仲西 久義	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬875番地	飯塚市鹿毛馬875番地
理事	白石 俊二	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬855番地	飯塚市鹿毛馬855番地
理事	白土 忠喜	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬1786番地	飯塚市鹿毛馬1786番地
理事	梅田 秀俊	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬862番地	飯塚市鹿毛馬862番地

理事	田齋 隆志	嘉穂郡穎田町大字勢田703番地3	飯塚市勢田703番地3
理事	森田 輝己	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬1390番地	飯塚市鹿毛馬1390番地
理事	梅田 岩夫	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬260番地	飯塚市鹿毛馬260番地
理事	今福 和彦	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬266番地1	飯塚市鹿毛馬266番地1
監事	安藤 初美	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬1787番地1	飯塚市鹿毛馬1787番地1
監事	白石 記平	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬768番地1	飯塚市鹿毛馬768番地1
監事	梅田 好孝	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬1237番地	飯塚市鹿毛馬1237番地

福岡県告示第1007号

北九州市小倉南区吉田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
藤井 佳晴	北九州市小倉南区中吉田一丁目19番23号
各務 繁昌	" " 下吉田二丁目1番7号
柴崎 光僖	" " 上吉田一丁目7番12号
半田 芳温	" " 上吉田四丁目11番13号
磯部 芳彦	" " 下吉田二丁目9番15号
吉松 優	" " 上吉田五丁目18番21号
松井 正義	" " 中吉田五丁目2番3号
宮永 征昭	" " 中吉田六丁目3番40号

平野 氏英	〃	中吉田一丁目23番10号
西 修一	〃	上吉田二丁目13番8号
間 勉	〃	下吉田二丁目11番22号
吉 田 勇	〃	下吉田二丁目17番1号

2 退任監事

氏名	住所
内田 源一	北九州市小倉南区上吉田四丁目7番18号
坂井 恒夫	〃 中吉田六丁目27番11号
渡邊 满	〃 下吉田二丁目12番11号

3 就任理事

氏名	住所
平尾 紀征	北九州市小倉南区中吉田六丁目5番20号
各務 繁昌	〃 下吉田二丁目1番7号
馬場 晴美	〃 上吉田四丁目18番14号
半田 芳温	〃 上吉田四丁目11番13号
西 修一	〃 上吉田二丁目13番8号
吉松 優	〃 上吉田五丁目18番21号
松井 正義	〃 中吉田五丁目2番3号
宮永 征昭	〃 中吉田六丁目3番40号
古市 忠雄	〃 中吉田六丁目6番32号
磯部 芳彦	〃 下吉田二丁目9番15号
間 勉	〃 下吉田二丁目11番22号
吉 田 勇	〃 下吉田二丁目17番1号

4 就任監事

氏名	住所
柴崎 光喜	北九州市小倉南区上吉田一丁目7番12号
藤井 佳晴	〃 中吉田一丁目19番23号

渡邊 满	〃	下吉田二丁目12番11号
------	---	--------------

福岡県告示第1008号

吉井第七土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
相良 栄	うきは市吉井町屋部658番地1
古賀 守男	〃 福益1666番地2
古賀 均	〃 屋部397番地
足立 二夫	〃 屋部442番地1
中村 國夫	〃 屋部662番地2
鎌水 利幸	〃 福益690番地1
足立 光次	〃 福益1285番地
鎌水 英俊	〃 福益1579番地
西見 隆雄	〃 富永68番地
植田 平男	〃 富永59番地

2 退任監事

氏名	住所
古賀 孝義	うきは市吉井町屋部633番地1
足立 武敏	〃 福益1283番地2
江崎 秀人	〃 福益1627番地

3 就任理事

氏名	住所
相良 栄	うきは市吉井町屋部658番地1

古賀守男	〃	〃 福益1666番地2
古賀均	〃	〃 屋部397番地
足立二夫	〃	〃 屋部442番地1
中村國夫	〃	〃 屋部662番地2
鎌水利幸	〃	〃 福益690番地1
足立武敏	〃	〃 福益1283番地2
鎌水英俊	〃	〃 福益1579番地
植田平男	〃	〃 富永59番地
西見正明	〃	〃 富永899番地

4 就任監事

氏名	住所
古賀孝義	うきは市吉井町屋部633番地1
江崎秀人	〃 福益1627番地

福岡県告示第1009号

宮ノ陣土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
八尋久光	久留米市宮ノ陣町大杜329番地

福岡県告示第1010号

両筑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
前田晃	朝倉郡筑前町大塚329番地

2 就任理事

氏名	住所
黒木徳勝	三井郡大刀洗町大字山隈2103番地3

福岡県告示第1011号

小郡土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
大中弘毅	小郡市二森76番地1
松尾幸雄	〃 大崎21番地
伊藤俊	〃 下岩田265番地1
中村憲一	〃 稲吉7番地1
野瀬昌隆	〃 二夕1144番地2
黒岩太雲	〃 古飯560番地3
井手寛喜	〃 平方66番地1
佐久間和男	〃 光行258番地
佐々木勉	〃 八坂231番地
末次正月	〃 上西鰯坂1089番地
鶴本一彦	〃 下西鰯坂928番地
天本恵俊	〃 大崎742番地67

野瀬清	久留米市宮ノ陣町八丁島1737番地5
山本清春	小郡市大板井339番地8
高木忠一	〃 稲吉1292番地2
松尾邦吉	〃 大崎1301番地1
三原實	〃 横隈1720番地
福田博康	〃 三沢4087番地4
米倉禮光	〃 乙隈384番地1
重松等	〃 吹上830番地1
樋原昇	〃 山隈1289番地
鶴田嗣男	〃 山隈1261番地4
行徳友晴	〃 山隈391番地3

2 就任監事

氏名	住所
古賀久雄	小郡市八坂983番地2
高木忠義	〃 小板井88番地
古賀理一郎	井上1375番地2

福岡県告示第1012号

北野町南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
野口大造	久留米市北野町大城599番地
鐘江廣美	〃 大城643番地2
四島武俊	〃 金島671番地

久富雪生	〃 大城781番地1
小坪英治	〃 大城1060番地1
福島徳幸	〃 大城78番地2
浜崎正太	東合川町九丁目6番21号

2 退任監事

氏名	住所
福嶋弘巳	久留米市北野町大城999番地1
稻益太	〃 八重亀443番地1

3 就任理事

氏名	住所
柳正義	久留米市北野町大城822番地7
原口翼	〃 金島2397番地2
原口博英	〃 大城554番地13
四島幸雄	〃 金島2460番地3
日比生充信	〃 大城32番地
野瀬藤雄	〃 金島56番地1
稻益太	〃 八重亀443番地1

4 就任監事

氏名	住所
久富國雄	久留米市北野町大城835番地2
野口一成	〃 大城403番地2

福岡県告示第1013号

若宮町吉川土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
寶部 勝	宮若市脇田2204番地
安河内 龍一	〃 小伏1381番地2
藤島 重喜	〃 下932番地
野田 金利	〃 乙野442番地1
渡邊 稔二	〃 脇田778番地12
牧 義明	〃 湯原1051番地
山本 茂春	〃 下911番地
中村 邦昭	〃 小伏511番地
大村 國重	〃 小伏344番地
荒牧 栄一郎	〃 乙野475番地
小田 雅人	〃 湯原632番地1
石松 靖孝	〃 小伏491番地

2 退任監事

氏名	住所
瓜生 和磨	宮若市下1329番地
中村 道男	〃 小伏1394番地
安河内 誠二	〃 脇田25番地

3 就任理事

氏名	住所
寶部 勝	宮若市脇田2204番地
安河内 龍一	〃 小伏1381番地2
藤島 重喜	〃 下932番地
渡邊 稔二	〃 脇田778番地12
牧 義明	〃 湯原1051番地

荒牧 栄一郎	〃 乙野475番地
山本 茂春	〃 下911番地
中村 邦昭	〃 小伏511番地
大村 國重	〃 小伏344番地
小田 雅人	〃 湯原632番地1
石松 靖孝	〃 小伏491番地
西尾 宏一	〃 乙野413番地

4 就任監事

氏名	住所
瓜生 和磨	宮若市下1329番地
中村 道男	〃 小伏1394番地
安河内 誠二	〃 脇田25番地

福岡県告示第1014号

飯塚市建花寺地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
村瀬 直敏	飯塚市建花寺478番地3
村瀬 護	〃 建花寺1354番地
小畠 忠之	〃 伊川360番地1
小山 秀喜	〃 蓮台寺1185番地
力丸 秀雄	〃 伊岐須655番地1
淀川 貴浩	〃 伊川1052番地
村瀬 光慶	〃 建花寺330番地

桝 崎 能 幸	〃 伊川472番地3
小 山 恭 一	〃 蓮台寺357番地
大 賀 安 稔	〃 建花寺331番地1
團 野 博	〃 伊川604番地
緒 方 嗣 生	〃 伊川1006番地2
村 瀬 康 夫	糟屋郡志免町南里772番地
石 井 政 則	飯塚市建花寺158番地
村 瀬 精 一	〃 建花寺717番地

2 退任監事

氏 名	住 所
野見山 三千人	飯塚市蓮台寺494番地
姫 野 弘 毅	〃 建花寺601番地
淀 川 輝 雄	〃 伊川1134番地
野見山 九州男	〃 建花寺333番地

3 就任理事

氏 名	住 所
村 瀬 直 敏	飯塚市建花寺478番地3
村 瀬 住 朗	〃 建花寺329番地
村 瀬 哲 治	〃 建花寺1354番地
立 原 智 美	〃 伊川360番地1
村 瀬 達 也	〃 建花寺717番地
小 村 輝 幸	〃 建花寺48番地2
石 井 政 則	〃 建花寺158番地
村 瀬 光 慶	〃 建花寺330番地
力 丸 秀 雄	〃 伊岐須655番地1
團 野 博	〃 伊川604番地
淀 川 貴 浩	〃 伊川1052番地

緒 方 嗣 生	〃 伊川1006番地2
桝 崎 直 樹	〃 伊川472番地3
野見山 正 之	〃 蓮台寺1174番地
野見山 甚 市	〃 蓮台寺509番地

4 就任監事

氏 名	住 所
姫 野 弘 毅	飯塚市建花寺601番地
野見山 九州男	〃 建花寺333番地
淀 川 輝 雄	〃 伊川1134番地
野見山 三千人	〃 蓮台寺494番地

福岡県告示第1015号

飯塚市八木山地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
横 山 政 嘉	飯塚市八木山1582番地5
松 尾 景 司	〃 八木山2636番地
横 山 武 城	〃 八木山1531番地2
今 中 利 治	〃 八木山2626番地
福 田 政 道	〃 八木山1826番地1
稻 永 東	〃 八木山1400番地
松 尾 守	〃 八木山1495番地1
石 坂 哲 也	〃 八木山1069番地
松 尾 隆 行	〃 八木山1486番地1

松尾信勝	八木山685番地
松尾正一	八木山2150番地2
松尾重文	八木山86番地1
今中秀雄	八木山371番地2
松尾徳次郎	八木山337番地

2 退任監事

氏名	住所
石坂久仁夫	飯塚市八木山631番地
稻永米一	八木山1043番地1
松尾光次	八木山2599番地

3 就任理事

氏名	住所
横山武城	飯塚市八木山1531番地1
野見山巖	八木山268番地1
矢野長利	八木山1338番地7
一ノ谷静治	八木山2606番地
松尾寛和	八木山2632番地
綱分秀康	八木山2609番地
松尾徳次郎	八木山337番地
新義昭	八木山2255番地
松尾茂孝	八木山2251番地
石坂哲也	八木山1069番地
石坂友義	八木山1452番地
松尾隆行	八木山1486番地1
藤本博光	八木山1751番地65
横山秀則	八木山1582番地5

4 就任監事

氏名	住所
松尾光次	飯塚市八木山2599番地
稻永茂幸	八木山1059番地
大谷美好	八木山328番地1

福岡県告示第1016号

筑後西部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生渡

1 退任理事

氏名	住所
中富直俊	筑後市大字井田246番地3
中富有勝	大字井田1073番地
吉武一徳	大木町大字蛭池401番地1
野田喜一	筑後市大字井田60番地
富安明	大字井田697番地1
下川壽	大字井田2188番地
吉武博美	大字島田209番地
坂本朴	大字折地176番地
田中正助	大字折地22番地
坂本好教	大字折地725番地
下川豊	大字古島382番地
吉田廣光	大字古島593番地
塚本秀喜	大字島田410番地
北原良輝	大字島田72番地2
江崎壽美夫	大字島田308番地
下川利春	大字下北島577番地

下川 恵吉	〃 大字水田344番地
城崎 芳吉	〃 大字水田1498番地1
古賀 詔	〃 大字常用321番地
下川 義孝	〃 大字常用1356番地1

2 退任監事

氏名	住所
中富 敬二	筑後市大字井田1190番地1
新開 武俊	〃 大字古島371番地2
江崎 忠巳	〃 大字島田1262番地

3 就任理事

氏名	住所
中富 直俊	筑後市大字井田246番地3
吉武 一徳	大木町大字蛭池401番地1
富安 明	筑後市大字井田697番地1
下川 宇一	〃 大字井田2227番地2
田中 正助	〃 大字折地22番地
下川 豊	〃 大字古島382番地
塚本 秀喜	〃 大字島田410番地
江崎 壽美夫	〃 大字島田308番地
下川 利春	〃 大字下北島577番地
城崎 芳吉	〃 大字水田1498番地1
下川 義孝	〃 大字常用1356番地1

4 就任監事

氏名	住所
中富 敬二	筑後市大字井田1190番地1
坂本 好教	〃 大字折地725番地

下川 恵吉	〃 大字水田344番地
-------	-------------

福岡県告示第1017号

矢部川左岸下流土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
木下秀彦	三池郡高田町大字北新開910番地2
前原健治	〃 〃 大字江浦438番地
古賀道雄	大牟田市通町2丁目172番地6
西山種久	三池郡高田町大字永治259番地1
森田武	〃 〃 大字江浦1357番地8
松尾守人	〃 〃 大字南新開390番地
山田一昭	〃 〃 大字黒崎開440番地
檜原利行	〃 〃 大字黒崎開1907番地
杉野正勝	大牟田市大字倉永3371番地
桑野秀春	三池郡高田町大字徳島529番地
西原美利	〃 〃 大字江浦174番地4
森角夫	大牟田市昭和開282番地

2 退任監事

氏名	住所
中村榮作	三池郡高田町大字今福99番地
前原武敏	〃 〃 大字黒崎開604番地
馬場幸男	大牟田市昭和開310番地
前原和吉	三池郡高田町大字北新開451番地

3 就任理事

氏名	住所
木下秀彦	三池郡高田町大字北新開910番地2
前原健治	〃 大字江浦438番地
古賀道雄	大牟田市通町2丁目172番地6
西山種久	三池郡高田町大字永治259番地1
森田武	〃 大字江浦1357番地8
西山英一	〃 大字北新開127番地
山田一昭	〃 大字黒崎開440番地
檜原利行	三池郡高田町大字黒崎開1907番地
杉野正勝	大牟田市大字倉永3371番地
桑野秀春	三池郡高田町大字徳島529番地
四牟田敏光	〃 大字江浦541番地
森角夫	大牟田市昭和開282番地

4 就任監事

氏名	住所
中村榮作	三池郡高田町大字今福99番地
馬場幸男	大牟田市昭和開310番地
前原和吉	三池郡高田町大字北新開451番地

福岡県告示第1018号

三潴南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任監事

氏名	住所
佐藤幸男	大川市大字本木室898番地

福岡県告示第1019号

大和町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
平川港	柳川市大和町中島1920番地
田中正人	〃 明野988番地
松藤正則	〃 皿垣開2482番地
小宮直喜	〃 皿垣開252番地
山口安雄	〃 皿垣開1447番地
坂井榮次	〃 中島2485番地
武藤茂	〃 六合1791番地1
横山正喜	〃 徳益321番地1
深町武義	〃 塩塚622番地
藤木誠	〃 六合553番地1
大津欣一	〃 栄633番地
櫻木美佐喜	〃 徳益577番地
森学	〃 塩塚888番地3
高口孝行	〃 栄570番地

2 退任監事

氏名	住所
堤勝彦	柳川市大和町皿垣開88番地1
松藤俊光	〃 六合1518番地
平川隆城	〃 栄916番地1

3 就任理事

氏名	住所
佐藤哲郎	柳川市大和町塩塚1140番地2
古賀玄亥	" " 塩塚493番地
櫻木美佐喜	" " 徳益577番地
高口孝行	" " 栄570番地
田中正人	" " 明野988番地
平川隆城	" " 栄916番地1
堤勝彦	" " 皿垣開88番地1
松藤正則	" " 皿垣開2482番地
小宮直喜	" " 皿垣開252番地
山口安雄	" " 皿垣開1447番地
平川港	" " 中島1920番地
坂井榮次	" " 中島2485番地
藤木公	" " 六合1003番地1
江崎益廣	" " 六合727番地

4 就任監事

氏名	住所
平川光信	柳川市大和町栄1082番地
西田克巳	" " 中島1405番地
田尻松浪	" " 六合1838番地2

福岡県告示第1020号

八女東部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
野上登	八女市大字本698番地
池田隆記	" 大字宅間田439番地1
柴田知富	" 大字黒土237番地
江崎秋光	" 大字豊福131番地
池田福夫	" 大字宅間田391番地
隈本弘文	" 大字吉田1832番地
中島俊三	" 大字吉田1751番地
鹿野瑞穂	" 大字吉田1460番地3
平井勝利	" 大字岩崎122番地1
樋口清文	" 大字大島422番地4
増永福藏	" 大字平田401番地4
中野健次	" 大字納楚182番地3
大隈定次	" 大字井延289番地1
穴見恵市	" 大字井延208番地2
西江久	" 大字忠見834番地
西村武俊	" 大字本371番地1
西江忠行	" 大字本2990番地1
野上邦彦	" 大字本983番地、984番地合併1
中村豊	八女郡広川町大字小椎尾5468番地

2 退任監事

氏名	住所
中島壽	八女市大字吉田1807番地
野上宏吉	" 大字本870番地
石松憲治	" 大字平田288番地

3 就任理事

氏名	住所

西江正行	八女市大字本2984番地
鹿野瑞穂	〃 大字吉田1460番地 3
高鍋公一	〃 大字豊福214番地 1
池田和本	〃 大字宅間田571番地 1
橋爪集	〃 大字吉田741番地
中島清治	〃 大字吉田877番地 1
平井康行	〃 大字岩崎175番地 1
増永幸則	〃 大字大島163番地 1
中野健次	〃 大字納楚182番地 3
増永福藏	〃 大字平田401番地 4
穴見恵市	〃 大字井延208番地 2
大隈末登	〃 大字忠見566番地
西江久	〃 大字忠見834番地
柴田實千穂	〃 大字黒土 2番地
野上邦彦	〃 大字本983番地、984番地合併 1
中村和浩	八女郡広川町大字小椎尾5406番地

4 就任監事

氏名	住所
中島壽	八女市大字吉田1807番地
石松憲治	〃 大字平田288番地
野上宏吉	〃 大字本870番地

福岡県告示第1021号

筑後東部第3期土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
野上登	八女市大字本698番地
池田隆記	〃 大字宅間田439番地 1
柴田知富	〃 大字黒土237番地
江崎秋光	〃 大字豊福131番地
池田福夫	〃 大字宅間田391番地
隈本弘文	〃 大字吉田1832番地
中島俊三	〃 大字吉田1751番地
鹿野瑞穂	〃 大字吉田1460番地 3
平井勝利	〃 大字岩崎122番地 1
樋口清文	〃 大字大島422番地 4
増永福藏	〃 大字平田401番地 4
中野健次	〃 大字納楚182番地 3
大隈定次	〃 大字井延289番地 1
穴見恵市	〃 大字井延208番地 2
西江久	〃 大字忠見834番地
西村武俊	〃 大字本371番地 1
西江忠行	〃 大字本2990番地 1
野上邦彦	〃 大字本983番地、984番地合併 1
中村豊	八女郡広川町大字小椎尾5468番地

2 退任監事

氏名	住所
中島壽	八女市大字吉田1807番地
野上宏吉	〃 大字本870番地
石松憲治	〃 大字平田288番地

3 就任理事

氏名	住所

西江正行	八女市大字本2984番地
鹿野瑞穂	〃 大字吉田1460番地 3
高鍋公一	〃 大字豊福214番地 1
池田和本	〃 大字宅間田571番地 1
橋爪集	〃 大字吉田741番地
中島清治	〃 大字吉田877番地 1
平井康行	〃 大字岩崎175番地 1
増永幸則	〃 大字大島163番地 1
中野健次	〃 大字納楚182番地 3
増永福藏	〃 大字平田401番地 4
穴見恵市	〃 大字井延208番地 2
大隈末登	〃 大字忠見566番地
西江久	〃 大字忠見834番地
柴田實千穂	〃 大字黒土 2 番地
野上邦彦	〃 大字本983番地、984番地合併 1
中村和浩	八女郡広川町大字小椎尾5406番地

4 就任監事

氏名	住所
中島壽	八女市大字吉田1807番地
石松憲治	〃 大字平田288番地
野上宏吉	〃 大字本870番地

福岡県告示第1022号

八女南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
角正行	八女市大字川犬1012番地 5
丸林博幸	〃 大字緒玉58番地
政次春男	〃 大字川犬1494番地 1
内野知義	〃 大字平405番地
金納昇	〃 大字新庄1687番地
服部利行	〃 大字新庄768番地 1
北島吉次	〃 大字国武 1 番地 1

2 退任監事

氏名	住所
隈本正彦	八女市大字新庄611番地 1
梅野恵生	〃 大字緒玉506番地 2

3 就任理事

氏名	住所
角正行	八女市大字川犬1012番地 5
北島吉次	〃 大字国武 1 番地 1
坂田收	〃 大字緒玉468番地 2
政次春男	〃 大字川犬1494番地 1
内田光彦	〃 大字平105番地 1
金納昇	〃 大字新庄1687番地
服部利行	〃 大字新庄768番地 1

4 就任監事

氏名	住所
隈本正彦	八女市大字新庄611番地 1
梅野恵生	〃 大字緒玉506番地 2

福岡県告示第1023号

柳川北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
山田清治	柳川市下宮永町864番地2
山田春雄	〃 矢留本町446番地2
伊藤法博	〃 上宮永町618番地1
江口増雄	〃 佃町1052番地
山田初一	〃 佃町564番地
藤吉忠雄	〃 佃町313番地
山田秋夫	〃 佃町730番地
藤吉澄雄	〃 佃町780番地
山口晃	〃 佃町902番地
堤竹次	〃 佃町247番地1
藤木安夫	〃 有明町303番地51
今村隆義	〃 下宮永町290番地2
橋本勝起	〃 下宮永町1003番地1
山田正路	〃 下宮永町904番地
山田武生	〃 下宮永町794番地
江崎恭一	〃 上宮永町884番地
黒田富美男	〃 吉富町120番地
浦川義信	〃 吉富町422番地1
中尾忠彦	〃 矢留本町439番地2
山田優吉	〃 矢留本町479番地1

2 退任監事

氏名	住所

緒方登一	柳川市佃町442番地2
古賀實澄	〃 下宮永町1030番地
吉開一之	〃 弥四郎町237番地2

3 就任理事

氏名	住所
山田清治	柳川市下宮永町864番地2
山田春雄	〃 矢留本町446番地2
伊藤法博	〃 上宮永町618番地1
山口晃	〃 佃町902番地
山田初一	〃 佃町564番地
藤吉忠雄	〃 佃町313番地
山田秋夫	〃 佃町730番地
藤吉澄雄	〃 佃町780番地
中島加津斎	〃 佃町1576・1577番地合併
藤吉毅	〃 佃町1015番地
堤竹次	〃 佃町247番地1
藤木安夫	〃 有明町303番地51
山田壱郎	〃 下宮永町1067番地1
今村隆義	〃 下宮永町290番地2
山田正路	〃 下宮永町904番地
山田武生	〃 下宮永町794番地
江崎恭一	〃 上宮永町884番地
木原文夫	〃 上宮永町967番地
山田政巳	〃 弥四郎町343番地1
黒田富美男	〃 吉富町120番地
浦川義信	〃 吉富町422番地1
石橋崇	〃 吉富町427番地1
古賀一雪	〃 矢留本町384番地6

山田 優吉	矢留本町479番地1
-------	------------

4 就任監事

氏名	住所
緒方 登一	柳川市佃町442番地2
古賀 實澄	下宮永町1030番地
古賀 英治	吉富町230番地

公 告

公告

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県水産林務部漁政課に備え置いて縦覧に供する。）

平成18年5月22日

福岡県知事 麻生 渡

公安委員会

福岡県公安委員会告示第131号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成18年5月22日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査（大型二種、普通二種、大型、普通、大特、大自二、普自二及び牽引）

2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成18年6月22日（木曜日） 午前9時00分～午後5時00分	知識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 栄泉不動産天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成18年6月23日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 栄泉不動産天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成18年6月26日（月曜日） 6月27日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	飯塚市仁保23番地21 筑豊自動車運転免許試験場

3 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
普通	12,150円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
特定第一種	9,850円	
大型二種	12,550円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通二種		

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年6月14日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年6月14日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

- (1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畠4丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

別表1

審査細目	教習指導員審査（普通）に係る額	教習指導員審査（特定第一種）に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,100円	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,350円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円

4 法第108条の2第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,250円	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,250円	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円	1,200円

備考

- 1 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあっては6,350円、教習指導員審査（特定第一種）を受けようとする者にあっては4,000円を減ずるものとする。
- 2 4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあっては2,600円、教習指導員審査（特定第一種）を受けようとする者にあっては2,650円を減ずるものとする。
- 3 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあっては11,400円、教習指導員審査（特定第一種）を受けようとする者にあっては9,100円を減ずるものとする。

別表2

審査細目	教習指導員審査（大型第二種免許及び普通第二種免許）に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 技能教習に必要な教習の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業に関する法令についての知識	2,850円

備考

- 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずるものとする。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
18・3・8	2505	告示	448	7		○	21		東峰村 [○]	東峰町 [●]
18・3・10	2506	告示	457	1		○	下から 7		字峰 [○]	字峰 [●]

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)